

2. 経済財政諮問会議における議論

「構造改革と経済財政の中期展望」(関係部分抜粋)

3. - (4) 社会資本整備の在り方

戦後50年以上にわたる社会資本の整備により、国民生活の安全性や利便性は飛躍的に向上し、経済発展を支える産業的基盤もつくられた。現在も国民生活や経済活動にとって必要不可欠な公共投資は多数あるが、分野別配分の硬直性や、受益者による費用の負担が極めて少ない制度の下で、ややもすると必要性の低い公共投資までが行われがちであるなど改善すべき点が多い。真に必要性の高い公共事業を選択し、最も効率的に整備する仕組みを確立しなければならない。

また、現下の厳しい財政状況や国民経済に占める公共投資の規模が欧米諸国などに比べ非常に高いこと等を考えれば、投資規模についても見直しが必要である。なお、道路等の「特定財源」についてはその在り方を見直す。

(公共投資の配分の重点化)

これまでの整備の進展度、整備の緊急性、経済社会の中長期的な変化、国民のニーズの変化等を踏まえ、真に必要な分野に投資を集中する。また、政策目的に照らし、公共事業以外のより適切な政策対応がないか事前に十分審査することが必要である。例えば、平成14年度予算において農林水産関係分野が取り組んでいるような、公共事業から公共事業以外の政策手段への転換(ハードからソフトへの転換)の努力を今後も改革の方向に沿って継続する。

地域間の予算配分については、それが合理的なものとなるよう、整備状況を踏まえて弾力的な配分を行う。

(公共投資の規模、効率化、PFIの活用)

公共事業の効率性・透明性の向上に向け、事業評価の改善(第三者によるチェック、事後評価結果の同種事業への活用、評価手法の改善など、コスト縮減、法改正により適用範囲の拡大等が行われたPFIの一層の活用、既存ストックの有効活用、一般競争入札の拡大等競争性の向上、過度の入札制限の見直しなど具体的な取組みを進める。

目的が類似する社会資本については、計画の段階で厳格な調整を行い、重複的な投資を防ぐ仕組みをつくる。また、建設、維持、管理、運営それぞれについて、可能なものは民間に任せることを基本にする。公共投資の規模については、上記の(歳出面での改革)で示したように取り扱うほか、特殊法人等が行う公共事業については、特殊法人等改革の趣旨を踏まえ、厳しく見直す。

(公共事業関係の計画の見直し)

公共事業関係長期計画は、今後の方向性を明らかにし、事業の着実な推進を支えている面もあるが、他方、資源配分を硬直的なものとし、経済動向や財政事情を迅速に事業へ反映することを困難にしている面がある。こうしたことから、まず各計画の必要性そのものについて見直しを行う。その上で、今後とも策定することが必要と判断される場合には、計画策定の重点を、その分野の特性を踏まえつつ、従来の「事業量」から計画によって達成することを目指す成果とすべきである。また、計画に基づく事

業であっても、厳正な事前評価により事業の必要性が検証されたものを実施するなど、効率化のための取組みを強化すべきである。全国総合開発計画等についても、望ましい国土の実現の観点から、関係各分野の施策遂行が総合的な効果を発揮することが必要である等の視点に基づき、抜本的にその在り方について見直しを行う。本「改革と展望」の策定をもって、公共投資基本計画についてはこれを廃止する。